

第2回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第2回宮古市農業委員会総会議事録

令和3年6月25日、第2回総会は宮古市役所に招集された。

1. 開会日時 令和3年6月25日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和3年6月25日(金)午後2時30分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 10名)

1番 高森 昭夫 委員	3番 竹野 牧子 委員	4番 山崎 安人 委員
5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員
8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

2番 古舘 秀巳 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 藤原 優子

6. 農林課からの出席

副主幹兼農政係長 袈岩 邦行

7. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて
- 議案第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第6号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

本日は、2番古館 秀巳委員から欠席の連絡がございました。
現在、委員10名中9名の出席でございます。
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第2回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章2番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章2番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りをします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には4番山崎委員と5番中野委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は6件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。6月分届出合計を読み上げて報告といたします。
3ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

(議案第1号)

次に、議案第1号「宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について」を議題といたします。
事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の4ページをお開き願います。

(議案第1号を議案書の朗読により説明)

内容の説明は、農林課の袈岩副主幹兼農政係長がいたしますけれど、原案といたしましては、計画の変更は、適正と認められるとするものでございます。事務局からは以上でございます。

議 長

農林課、袈岩副主幹兼農政係長。

袈岩副主幹兼
農政係長

本日はよろしくお願います。農林課で農政係長をしております袈岩です。今回、議案第1号、そして宮古農業振興地域農用地利用計画の変更ということで、議案を審議していただきますけれども、その内容について、私の方から説明をさせていただきます。

資料No.1を見ていただきたいと思います。資料No.1ということで宮古農業振興地域整備計画概要ということでお手元にあると思います。

読み上げて説明にかえさせていただきたいと思いますが、まず、その前に現在の農業計画というのは、このように私の手元にあるものでございます。それを見直しをした結果ということでご理解をいただきたいと思います。

資料に基づきまして、まずは、ローマ数字の1ということで、農業振興地域整備計画案の主な変更内容について二項目でご説明させていただきます。計画内容の変更でございます。これにつきましては、基礎調査及び宮古市総合計画の基本構想を踏まえ、諸計画と整合性を図りながら計画の見直しを行ったところでございます。

農業振興政策の重点課題である地産地消の推進について、食育の取組と合わせて食育の推進とし、地産地消による農業経営の確立とした項目を新たにここで付け加えたものでございます。

さきほど手元にあった計画でございますが、宮古農業振興整備計画につきましては平成19年3月に策定したものでございます。それと、川井の農業振興整備計画につきましては平成18年3月に策定したものでございまして、これを同時に見直しを行って新たに、宮古農業振興整備計画として策定することとしたものでございます。

その中で、農地利用計画の変更でございますが、定義による除外についてはありません。今回の部分につきましては、事業計画に基づく除外、これが、53,911㎡、約5丁歩3反、農業委員会において、非農地判断された農地ということで、966,699㎡ということで、約96.6ha、合計で1,020,610㎡ということで約102町歩の変更によって、これを整備計画から外したということの結果でございます。

農業振興地域整備計画の概要でございます。

まず、1点目。計画見直しのねらいでございます。平成22年1月に宮古市と川井村が合併したことによる統合を図ったこと。東日本大震災で被災を受けたことによる復興事業の進捗により、計画の見直しをこれまで延期しておりましたが、復興事業の完了を見据え計画の見直しを行ったことでございます。

それから、本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、零細な生産基盤等の解消のための大規模経営体の育成、担い手不足の解消、農業経営力の向上を図る施策の展開が求められることがありますので、それらを見直しの狙いとして策定してございます。

2番目の農業・農村振興の基本方針、これから方針が10項目出て来ますけれども、そのまず1点目になります。

東日本大震災津波、及び平成28年台風第10号等からの復興を契機に、再生農地及び中山間地域における営農組織の中核を担う経営体の育成、新規就農者の確保及び支援を積極的に取り組む。

また、気象条件を活かした園芸産地の確立や高品質な農畜産物の安定生産に向けた取り組みを進め、地域特性を活かした産地力の向上に努める。

震災復興事業として整備された交通ネットワークを活用し、農畜産物の不可価値の向上、次のページになります、のための6次化を積極的に進め、産地力の向上を推進する。

それから、本市は、広大な面積を有していることから、その地域ごとに気象条件が異なります。地域の特性を活かした農畜産物の振興を図り、特色ある農業の確立を目指す。また、農業は地域経済を支えているとともに、自然環境の保全等公益的機能を担っており、さらには郷土芸能等貴重な文化遺産を保存継承している。これら農村の持つ無限財産を活用した都市住民との交流による地域活性化を図る必要があるというのが、振興の方針になります。

続きまして3つ目、農用地利用計画の基本方針。生産性の高い優良農地については、付属する農業用施設の維持・更新に努め、持続可能な農地確保に努めていく。

収益性の高い園芸作物等の推進については、園芸施設等の整備・更新等を積極的に推進し、経営体の収益向上に繋がるよう推進する。

中山間地域の農地については、機能保全及び耕作条件不利な農地を解消するため、整備を推進し、耕作放棄地の拡大を防ぐ取り組みを実施する。

経営規模、気象条件等を活かした、勘案した規模拡大志向農家に対する農用地の利用集積、山林・原野等非農地等に係る農用地利用等、土地利用型による経営規模の拡大、小規模農家にあつては、施設栽培による高集積作物への生産奨励等を推進して参るということでございます。

続きまして、4つ目の農業生産基盤整備開発の基本方針でございます。

生産性の向上を図る目的で、農地高度利用に繋がる整備を推進し、園芸施設等の積極的な導入を図り、高収益に繋がるよう推進していく。

労働力の減少や高齢化、兼業化が進行する中で、農用地を維持し農業生産力を高め、農道、水路等の生産基盤の整備開発を進めてきたところでございます。

今後につきましては、地域農業の基軸である土地利用型経営の安定のため地域を取り巻く諸条件を勘案した生産基盤施設の維持管理に努めてまいり。

特に、水利の保全、改修等を推進するため、施設の長寿命化に努めることとします。

農道、農道橋、農業用水等施設については、農地の保全、農業生産に直接影響を及ぼすことから、補修に努めることとする。

肉用牛等の生産基盤に必要な公共牧場の維持管理及び機能回復を積極的に取り組むこととし、飼養頭数規模にあつた牧場整備と統廃合をすすめることとする。併せて、草地更新や飲料用施設、隔障物等の整備を図るものとする。

続きまして、5つ目として、農用地等の保全の基本方針でございます。地域農業の推進のため、それぞれの条件を勘案しながら日本型直接支払制度の活用に取り組み、農業集落としての景観の存続のため、地域住民自ら積極的に取り組む活動を支援するとともに、耕作条件の改良及び施設等の保全活動

を積極的に支援する。

また、担い手が著しく少ない地域においては、外部からの労働支援や他産業との連携を図るなど、機能補完ができる体制を検討していく。

6 つ目、農地流動化の基本方針でございます。農業労働力の高齢化に伴って、農地の耕作放棄が懸念されており、農作業受委託の推進、農用地流動化を図り、担い手農家への利用集積による効率的な農用地利用を促進する。

特に、農地中間管理事業や耕作放棄地解消事業などを積極的に導入し、規模拡大の取組を支援する。

7 つ目の方針です。農業近代化施設整備の基本方針。特色ある農畜産物の振興を図るため6次産業化を積極的に進め、地域ブランド化を目指し、そのための生産・加工・販売施設の整備を図るとともに農作業の省力化効率化を図るため、農業機械や農業用施設の導入及び更新に努め、農業者の負担軽減に配慮しながら経営の安定化を目指すものとします。

8 項目目です。農業担い手育成・確保等の基本方針。農業従事者の高齢化により労働力不足が進んでおり、就農者の確保が急務となっている。市、関係機関・団体と協力し合い、認定農業者等や地域農業マスタープラン、中山間地域等直接支払集落協定を検証しながら、各地域にあった農業環境整備を図るものとする。

9 項目目です。就業機会の確保の基本方針。新規就農者や農業への異業種参入を積極的に展開し、農業者の兼業化が進む中、農業経営体の育成を図っていききたい。

そのためには、市内にある産地直売施設、農産物加工施設等を活用し、生産から加工販売を一体とした取り組みを展開し、農業者の安定的な就業機会を確保する。

また、農作業受委託の促進、中核的な農業者への農地の利用集積を促進する。

10 項目目になります。農村生活環境整備の基本方針。農山村の個性豊かな地域文化は自然、地域、人の連帯感のうえに共同作業、祭り行事等を創出してきたところではありますが、産業構造の変化に伴い農村社会の生活様式にも都市化の傾向が表れております。地域社会の持つ文化遺産や良き風俗・習慣を伝承する文化活動の機会を提供しながら、連帯意識の醸成を図り地域の活性化を促す。

また、風光明媚な自然資源は都市住民の憩いの場としての条件整備を図り、都市と農村の交流による地域の活性化を目指す。

こういったところが方針として掲げております。

次の4ページについては、現計画、それから将来に向かった振興方策を数値化ものでございます。

まず、11番目ですが、主要作物及び振興方策ということで、主要作物がどのように列挙しております。現況、それから将来、増加率といったところで書かれておりますので、お目通しをお願いいたします。

12項目。世帯数及び就業人口の見通しでございますが、総人口、総世帯数、産業別就業人口、ありますけれども、これは全て統計の数字に基づいたもので、令和2年については概数、将来令和7年についてもそれらの人口動態の予測からくる案分を出してございまして、期待値も若干含めたところもございます。

それから13番目。産業別生産額の動向及び見通しですが、こちらについて

も、先ほどのような考え方で数値化してございます。平成 27 年までは統計数値ということになります。

続きまして、6 ページをご覧くださいと思います。直接的な計画との関わりになりますけれども、農用地利用計画の変更概要の中で、農林課そして農業委員会で管理しているところでございますが、(1) は変更前の状況、行政区域、それから農業振興地域の面積等、そのうちの農用地区域の現況が掲載してございます。これが 18 年の数値になります。この間、計画によって先ほど冒頭でお話しした除外する面積、約 102 町歩ですけれども、それらの部分が田、畑、樹園地がこのような形での面積になっております。よって変更後、(3) が変更後の農用地利用計画になっておりまして、現在、今後管理すべき面積は、現況、農地としての面積が 2,553.21ha、うち田が 562.51ha、畑 1,954.23ha、採草放牧地 77ha、混牧林地 155ha、農業用施設用地 3.02ha、山林原野が 0ha となります。その内訳ですが、さきほど冒頭でお話ししたものですけれども、事業計画に基づく除外は 2 件で、全て畑の 53,911 m²、農業委員会において、非農地として判断した農地が 397 筆ございまして、面積が 966,699 m²、内訳はこのようになっております。

資料につきましては、最後のページになりますが、先ほど言った事業の目的で今回、見直し期間中に届け出があった農用地については、区界の 2 筆、1 か所ですね、がございまして、それが、このような内訳になりますし、2 つ目については、津軽石の一般住宅での除外になる予定になってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

- | | |
|----------------|--|
| 議 長 | 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。どなたか質問、意見はありませんか。
3 番竹野委員。 |
| 3 番竹野牧子委員 | 3 番竹野です。
2 ページの 4 の 1 の 1 番下のページですが、隔障物等とありますが、これが良くわからないのですが、教えてください。 |
| 議 長 | 袈岩係長。 |
| 袈岩副主幹兼
農政係長 | 隔障物というのは、牧場の放牧する際の有刺鉄線とか、あとは、シュートゲートの、牛を集めるための柵と言ったらいいでしょうか、そういう物を総称して隔障物と言っています。 |
| 議 長 | 3 番竹野委員。 |
| 3 番竹野牧子委員 | 電牧なども入りますか。 |
| 議 長 | 袈岩係長。 |
| 袈岩副主幹兼
農政係長 | 隔離する物になります。囲うという表現になるか。牧場、放牧場に行けばわかるんですが、バラ線とか、検査のためのシュートゲート、といいますか、牛の追い込み柵といわれるものです。なので、普通、家庭で使われている電気牧柵はその通り電気牧柵になります、 |

議長	よろしいですか。その他ございませんか。
	（「なし」の声あり）
議長	<p>ないようですので、これで議案第1号の審議を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号「宮古農業振興地域農用地利用計画の変更について」を採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。本案は、「適正と認められる」と決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	（全員挙手）
議長	<p>全員賛成です。よって、議案第1号は「適正と認められる」と決定いたしました。</p>
(議案第2号)	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。</p> <p>付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>（議案書の議案第2号を朗読）</p> <p>付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー2をご用意願います。</p> <p>（議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明）</p> <p>資料ナンバー2をご覧ください。</p> <p>令和3年6月16日に月当番の1番高森委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。</p> <p>1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、および第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(6)については転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(7)、(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。</p> <p>以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。</p> <p>なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	次に、月当番の1番高森委員に発言を許します。高森委員。
1番高森委員	<p>1番高森です。ただ今事務局から説明のあったとおりで、よろしいかと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>

議長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 福士委員どうぞ
6 番福士永輝委員	6 番福士です。1 番と 2 番と共通ですが、借受人の方が、太陽光発電の実際の事業をするんですか。それとも、土地とかを貸すだけで、実際の発電の事業をするのは、別な方ですか。〇〇〇〇なので。ちょっと腑に落ちないんですが。
議長	中屋次長。
中屋次長	申請といたしましては、ここに書かれている申請人が設置するという内容でございます。
議長	福士委員。
6 番福士永輝委員	そうすると、この申請人が電気を作って事業をすると考えてよろしいわけですか。
議長	中屋次長。
中屋次長	そういうことですね、〇〇〇〇と連携の確認書が添付されております。
議長	その他ございませんか。 (「なし」の声あり)
議長	その他ないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。 次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	付議番号 2 番についてご説明いたします。所在図は 1 ページ、資料のナンバー 2 の 2 をご用意願います。 (議案第 2 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー 2 の 2 をご覧願います。 令和 3 年 6 月 16 日に月当番の 1 番高森委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。 1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1) 農地の種類は、農用地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種農地でございます。(2) から (4) まで及び (6) については転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(7)、(8) は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが (1) は該当ございません。(2) 都市計画法との関連は、計画区域内で用途地区の指定はございません。(3) 農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4) は該当いたしません。 以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたし

ましては、許可相当と認められるものでございます。
 なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

議長 説明は以上でございます。

議長 次に、月当番の1番高森委員に発言を許します。高森委員。

1番高森昭夫委員 1番高森です。ただ今、事務局から説明のあったとおりでよろしいかと思
 います。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。
 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
 これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議につ
 いて」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定する
 ことに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知
 事へ意見を送付いたします。

(議案第3号) 議長 次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたしま
 す。
 付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 (議案書の議案第3号を朗読)
 付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナン
 バー3をご用意願います。
 (議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
 資料のナンバー3をご覧願います。
 令和3年6月16日に月当番の1番高森委員、地区担当推進委員の堀内委
 員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
 調査書の1適用外証明の範囲の(1)天災地変等の不可抗力により、農地又は
 採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが
 困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2他法令関連
 事項欄でありますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農
 用地区域外でございます。3調査意見、結論でありますが、1の適用外証明
 の範囲(1)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるもので
 ございます。
 なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございま
 した。

	説明は以上でございます。
議 長	次に、月当番の1番高森委員に発言を許します。高森委員。
1番高森委員	1番高森です。ただ今、事務局から説明のあったとおりでよろしいかと思 います。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナン バー3の2をご用意願います。 (議案第3号付議番号2番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー3-2をご覧願います。 令和3年6月16日に月当番の1番高森委員、地区担当推進委員の堀内委 員、事務局から私の3人で現地を確認しております。 調査書の1適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になっ てから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧すること が著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」 とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令 関連事項、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外で ございます。3調査意見、結論といたしましては、1適用外証明の範囲の(4) に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでした。 説明は以上でございます。
議 長	次に、月当番の1番高森委員に発言を許します。高森委員。
1番高森昭夫委員	1番高森です。ただ今、事務局から説明のあったとおりでよろしいかと思 います。よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。 以上で議案第3号の審議を終了いたしました。 これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたし ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第4号) 次に、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査 議案書の7ページをお開きください。
(議案第4号及び議案第4号付議番号1番から4番を議案書の朗読により説明)

議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 他にないようですので、これで議案第4号の審議を終了いたしました。
これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定をいたしました。

(議案第5号) 次に、議案第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。
事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 議案書の8ページをお開き願います。
(議案第5号を議案書の朗読により説明)
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございますが、4月にご説明した内容で、4月30日から5月1日まで、ホームページに掲載し、意見を募ったところでございますが、寄せられた意見はなかったものでございます。

平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知に基づくもので、ここでご決定いただいたものを県へ提出するものでございます。

資料No.4 をご覧願います。

1 ページ目は地域農業及び農業委員会の概況でございますので、説明を省略いたします。

2 ページ目をお開き願います。時計文字の2の担い手への農地の利用集積・

集約化でございますが、令和2年度の実績は381haで達成率は108.8%でございます。4の目標に対する評価は、目標は妥当なものと考え、活動に対する評価は、農業委員及び推進委員の活動及び関係機関との連携により、農地の利用集積を進められたとするものでございます。

3ページの時計文字の3の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、2の令和2年度の実績は1で、達成率50%で、参入面積は0.08haで、達成率8%でございます。4の目標に対する評価は、目標は妥当と考え、活動に対する評価は、今年度は結果につながらなかったものの、きめ細かな取り組みの継続により今後の成果が期待されるとするものでございます。

4ページの時計文字の4の遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、2の令和2年度の実績は48.8haでございます。4の目標に対する評価は、解消面積の設定はかなり高いものと認識しており、活動に対する評価は、地理的条件や所有者の高齢化等で耕作を再開できない状況であったが、状況の把握に努め、非農地と判断したものがあり、結果に遊休農地全体の面積が減少した、とするものでございます。

5ページの時計文字の5、違反転用への適正な対応でございますが、2の令和2年度実績は0でございます。3の活動に対する評価は、日常の巡回などの地道な活動が違反転用を防いだ要因と考えられるとするものでございます。

6ページの時計文字の6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、1の3条に基づく許可は7件で、2の農地転用は28件でございます。7ページの3の農地所有適格法人からの報告は、2法人でございました。4の情報の提供等は表のとおりでございます。

8ページの時計文字の8、事務の実施状況の公表等でございますが、1の議事録の公表はホームページ及び事務局において議事録を閲覧に供しているというものでございます。以上で、説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。福士委員。

6番福士永輝委員

6番福士です。最初の農業の概要のところの計算が合わないんじゃないかと思ったんですけども。

農業の概要のところの田んぼと畑、この縦は、右側の計になりますかね。上から3つが合わないような気がするんです。755プラス1,270、343プラス884、26足す97、これが右側の数字と、計の数字になると思うのですが。

議長

中屋次長。

中屋次長

この表の下に※で書いてあるとおり、統計表によって出しております。なぜ、合わないか、これは事務局の方でも合わないと認識はしてございますけれども、例えば端数処理とか、あるいは地域ごとの集計によって誤差が生じたのかなということで、かっこ書きで、各統計の数字は、必ずしも合計した数字とは一致しない、という注意書きを置いております。

議 長	福士委員、よろしいでしょうか。
6 番福士委員	一見、見た時に間違っているのかなど。ただ、これを公表するというのがちょっと。まあいいです。
中屋次長	この数字で統計に公表されていますので。
6 番福士委員	ちらっと見た時に間違っていると思われるのではないかと思うので。はい、いいです。
議 長	その他にございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	これで議案第 5 号の審議を終了いたします。 これより、議案第 5 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を採決いたします。 お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長 (議案第 6 号)	全員賛成です。よって、議案第 5 号は原案のとおり決定をいたしました。 次に、議案第 6 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。 事務局より説明願います。藤原主査。
藤原主査	議案書の 9 ページをお開き願います。 (議案第 6 号を議案書の朗読により説明) 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」をご説明いたします。資料 No.5 をご用意願います。 議案第 6 号についても、議案第 5 号と同様に、ホームページで公開をしましたが意見はございませんでした。 議決後に県の方に報告をすることになっております。 4 月の総会で説明しておりますので、簡単にご説明いたします。 1 ページ目は地域農業及び農業委員会の概況でございますので、説明を省略いたします。 2 ページ目をお開きください。時計文字の 2 の担い手への農地の利用集積・集約化でございます。2 の令和 3 年度の目標及び活動計画ですが、集積目標は 560ha、うち新規集積面積は 2ha でございます。活動計画は、農委だよりに掲載をする、農業委員及び推進委員による担当地区内の農家訪問、マスタープランの実効化を通じて集積推進に努めるとするものでございます。 時計文字の 3 の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、2 の令和 3 年度年度の目標は、3 経営体、参入目標面積 1 ha で、活動計画は 4 月、6 月、12 月に新規参入予定者支援チーム会議、9 月に新規就農者・就農候補

者のリスト整理会議、通年で農地の情報提供を行うとするものでございます。
3 ページの時計文字の 4 の遊休農地に関する措置ですが、2 のとおり令和 3 年度の目標は解消面積 10ha で、活動計画については表のとおりでございます。

時計文字の 5 の違反転用への適正な対応でございますが、2 の令和 3 年度の活動計画は、農業委員会だよりに掲載する、農業委員及び推進委員による日常の担当地区内の巡回、農業委員及び推進委員による農地利用状況調査に合せた巡回を行うというものでございます。

以上で、説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

山崎委員。

4 番山崎安人委員

4 番山崎です。農業委員会の状況というところの一番下の農地利用最適化推進委員の定数、実数、地区数のところで実数が 19 になっているのですが、どこかに欠員があるということになると思うのですが、それでいいのかどうか。

議 長

藤原主査。

藤原主査

すみません、表の作りが見づらかったと思います。これは 3 月 31 日現在の体制ということになっておりますので、〇〇〇〇がいらっしゃらなかったということで、ここが 19 になっておりました。

議 長

山崎委員、よろしいでしょうか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

その他、質疑ないようですので、これで議案第 6 号の審議を終了しました。これより、議案第 6 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第 6 号は原案のとおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 2 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

— 午後 2 時 30 分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第 30 条第 2 項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員